

17 その他資料(選挙啓発関連資料・選挙公報)



○市役所横断幕



○立て看板



○のぼり



○しゃべるポスター



○ポスター



○ミニのぼり



○自動車マグネットパネル



○投票風景



○啓発資料



選挙のお知らせ

平成22年6月発行／神戸市選挙管理委員会

参議院議員通常選挙

投票日 **7月11日(日)**

投票時間：午前7時～午後8時

大事な投票、忘れずに！



投票方法等は

◎選挙区選挙

投票用紙：「うすい黄色」の用紙に黒インクで印刷。

投票方法：「候補者の氏名」を書いて投票。

◎比例代表選挙

投票用紙：「白色」の用紙に赤インクで印刷。

投票方法：「候補者の氏名または政党等の名称」を書いて投票。

◆神戸市で投票できる人は

●平成22年7月12日までに生まれた人で、今年の3月23日までに神戸市の住民基本台帳に記録され、引き続き市内に居住している人です。

※なお、今年の3月24日以降に神戸市に転入届を出した人で、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の住所地で投票を行うことができます。

◆投票所は

●「投票のご案内」を公示日（6月24日）以降、世帯ごとに封書でお送りしますので、ご自分の個票を確認のうえ、記載の投票所にご持参ください。

※なくしたり、忘れても投票できますので、投票所でお申出ください。

●市内で住所を移した人（選挙人名簿に登録されている人）の投票所は、次のとおりです。

①今年の6月10日までに「市内転入届」を出した人
⇒新しい住所地の投票所

②今年の6月11日以降に「市内転入届」を出した人
⇒もとの住所地の投票所

●今回の選挙で投票所が変更になる地域があります。
⇒裏面の地域です。

●ご家族の「投票のご案内」を間違えてお持ちになる場合がありますので、投票所では、本人確認のため、お誕生月（〇月生まれ）をお尋ねしています。

◆期日前投票は

選挙期日（7月11日）に、仕事やレジャーなどの予定のある人は、「期日前投票」をご利用ください。

●受付場所は ⇒ 選挙人名簿に登録されている区の区役所等の期日前投票所にお越しください。

◇北区の選挙人名簿に登録されている人⇒北区役所のほか、北神出張所や連絡所（山田、有馬、道場、八多、大沢、長尾、淡河）でも投票ができます。

◇須磨区の選挙人名簿に登録されている人⇒須磨区役所のほか、北須磨支所でも投票ができます。

◇西区の選挙人名簿に登録されている人⇒西区役所のほか、西神中央出張所や連絡所（伊川谷、押部谷、神出、岩岡、櫛谷、平野）でも投票ができます。

※投票の際には

①宣誓書への記載が必要です。（印鑑は不要。）

②「投票のご案内」が届いていましたら、お持ちください。（なくても投票できます。）

●受付期間・時間は

◇受付期間：6月25日（金）～7月10日（土）（※期間中は、土曜日・日曜日・お盆も受け付けています。）

◇受付時間：午前8時30分～午後8時（※北区及び西区の連絡所は、午前9時～午後5時です。）

◆不在者投票は

●旅行や出張などで、選挙期日（7月11日）の投票も期日前投票もできない人は、事前に手続きをすれば、滞在先の選挙管理委員会
で不在者投票ができます。

◇手続きの概略は、次のとおりです。（※裏面をご覧ください。）

①「投票用紙等請求書兼宣誓書」に必要事項を記載のうえ、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会あてに郵送してください。

※用紙は、神戸市のホームページからもダウンロードできます。

⇒ <http://www.city.kobe.lg.jp/life/registration/shinsei/senkyo/01.html>

※FAXや電子メールでは請求できません。

②選挙管理委員会から、投票用紙や「不在者投票証明書」(封筒に入っています。)等を滞在先にお送りします。

③お手元に投票用紙等が届きましたら、滞在地の市区町村の選挙管理委員会に出向いて、不在者投票を行ってください。

※不在者投票証明書の入った封筒は、ご自身で絶対に開封しないでください。(開封すると投票できません)

※自宅等で、投票用紙にあらかじめ候補者の氏名等を記載しないでください。

◇投票済みの不在者投票は、投票日当日の午後8時までには投票所に届く必要がありますので、お早めに手続きをしてください。

●病院や老人ホーム等に入院・入所中の人は

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入院・入所中であれば、その施設内において不在者投票ができます。各施設で、ご確認ください。

●身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの人は

◇次の①～③の表に該当する人は、事前に申請を行うことで、自宅等で「郵便等による不在者投票」をすることができます。

①身体障害者手帳をお持ちの人(○印は該当者)

障害名	障害の等級		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	-	○
肝臓、免疫の障害	○	○	○

◇左記の①～③に該当する人のうち、上肢又は視力の障害が1級などの人は、選挙管理委員会に届出た人(選挙権を有する人に限ります。)が、本人に代わって投票に関する記載をする「代理記載制度」があります。

②戦傷病者手帳をお持ちの人(○印は該当者)

障害名	障害の等級			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

◇いずれも、あらかじめ「郵便等投票証明書」を取り寄せておく必要がありますので、お住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

◇すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、7月7日(水)までに、当該証明書を添えて、登録されている区の選挙管理委員会に投票用紙等をご請求ください。

③介護保険の被保険者証(※資格者証ではありません。)をお持ちの人

被保険者の要介護状態区分	要介護5
--------------	------

◆点字投票・代理投票は

目の不自由な人には「点字投票」、目や手が不自由で字を書くことができない人には投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票所の係員にお申出ください。

なお、点字投票・代理投票は、期日前投票や不在者投票(※郵便等による不在者投票は除きます。)でも行うことができます。

◆投票所が変更となった区域

区	投票所が変更になった地域	新しい投票所
灘区	新在家南町3～5丁目、大石南町1～3丁目、灘浜東町	新在家地域福祉センター(1階)
中央区	神若通1・2丁目、国香通1・2丁目、熊内橋通1～7丁目、旗塚通1～7丁目	葺合文化センター本館(2階)
兵庫区	天王町1～4丁目	石井幼稚園(1階)
北区	鈴蘭台東町4～6丁目、鈴蘭台北町1・4・5丁目	鈴蘭台プラザ(1階)
	山田町藍那字瀬戸	星和台中学校(1階)
	有野台3～6丁目	有野東小学校(1階)
須磨区	桜木町1～3丁目、離宮西町1・2丁目、離宮前町1丁目	西須磨幼稚園(1階)
	平田町1～5丁目(山陽電気鉄道以南)、戒町1～6丁目、大田町1～8丁目、大黒町1～5丁目	太田中学校(1階)
	清水台	アルテピアⅢ番街集会所(1階)
垂水区	瑞穂通、馬場通、野田通、大町1～5丁目、高丸3・4丁目、千鳥が丘3丁目の内1～4・9番の区域	高丸小学校(クラブハウス)(2階)
	星が丘3丁目(1番10～16・58～88号、7番28～36号を除く。)、星陵台4丁目	星陵台中学校(1階)
西区	玉津町田中、玉津町居住、玉津町小山、玉津町二ツ屋、玉津町丸塚、天が岡、長畑町、宮下1～3丁目、二ツ屋1・2丁目、小山1～3丁目、丸塚1・2丁目	玉津第一小学校(1階)

※お問い合わせは下記の選挙管理委員会へ

東灘区 TEL 078-841-4131(代)

灘区 TEL 078-843-7001(代)

中央区 TEL 078-232-4411(代)

兵庫区 TEL 078-511-2111(代)

北区 TEL 078-593-1111(代)

長田区 TEL 078-579-2311(代)

須磨区 TEL 078-731-4341(代)

北須磨支所 TEL 078-793-1212(代)

垂水区 TEL 078-708-5151(代)

西区 TEL 078-929-0001(代)

神戸市 TEL 078-322-5815(直)

後期高齢者医療制度

22年度確定保険料を

7月中旬にお知らせします

後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての人と、65歳以上で一定の障害があり、申請して認定を受けた人が加入する制度です。加入者(被保険者)には、7月中旬に22年度確定保険料をお知らせします。また、7月下旬までに新しい被保険者証を郵送します。

保険料の計算方法

保険料は、一人ひとりにかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です(左記①参照)。ただし、年間の上限額は50万円です。

軽減・減免は相談を

世帯の所得が一定基準以下の人、保険料の軽減や減免の制度を利用できる場合があります。

①保険料の計算方法

一人当たりの保険料(年額)	=	均等割額 43,924円	+	所得割額 (前年の総所得金額等※ -33万円)×0.0823
---------------	---	-----------------	---	--------------------------------------

※年金収入(330万円以下)のみの場合は、総所得金額=年金収入額-公的年金等控除額(120万円)

②保険料の軽減制度

●均等割額の軽減

世帯の所得(※1)が次の金額以下	軽減割合	軽減後均等割額
33万円	9割	4,392円
被保険者全員の各所得が0円(※2)		
上記以外	8.5割(※3)	6,588円
33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)	5割	21,962円
33万円+(35万円×被保険者数)	2割	35,139円

※1 「世帯の所得」は、賦課期日(4月1日または資格取得日)における被保険者と同一世帯の世帯主の所得の合計額。年金収入(330万円以下)のみの場合は、年金収入-135万円

※2 年金の所得は控除額を80万円で計算。年金収入のみの場合は、80万円以下の人

※3 23年3月まで。本来の軽減割合は7割

●所得割額の軽減

総所得金額等から33万円を差し引いた金額が58万円(年金収入のみの場合は211万円)以下の場合、所得割額を5割軽減。

●健康保険組合などの被用者保険の被扶養者だった人への軽減

資格取得日の属する月から、均等割額を9割(23年3月まで。本来の軽減割合は5割)、所得割額を10割軽減。

【軽減制度】

後期高齢者医療制度の被保険者と同一世帯の世帯主の合計所得が、国の定める基準以下の人や、健康保険組合などの被用者保険の被扶養者だった人などが対象です(左記②参照)。

【減免制度】

失業などで所得が大幅に減少した人や、世帯主の死亡などで保険料を納めることが難しい人などが対象です。「保険料のお知らせ」

保険料の支払い方法

が届いてから、区役所・支所で相談してください。

保険料は、原則、年金からの引き去りで納めていただきますが、区役所・支所で手続きをすると、口座振替での納付に変更できます。ただし、保険料の滞納がある人は、変更が認められません。

問 住所地の区役所支所の介護医療係電話番号は13面上参照

※保険料の算定などの問い合わせは、コールセンター(左記参照)でも受け付けています
※電話や窓口の混雑が予想されます。ご了承ください

コールセンター

☎322-0350

【設置期間】

7月1日(木)~
30日(金)
(土・日曜、祝日除く)

【受付時間】

9:00~17:30

参議院議員選挙

7月11日(日) 午前7時~午後8時

そろって投票しましょう

7月11日は参議院議員選挙です。選挙管理委員会から世帯ごとに「投票のご案内」を送付していますので、ご自分の個票を確認のうえ、投票所に行ってください。また、選挙当日、投票所に行けない人は、期日前投票・不在者投票ができます。ぜひ利用してください。

期日前投票

選挙当日に仕事やレジャーなどの予定がある人は、選挙人名簿に登録されている区役所・支所出張所・連絡所で「期日前投票」ができます。期間は、6月25日~7月10日(土・日曜も受け付け)の午前8時30分から午後8時(北・西区の連絡所は午前9時から午後5時)までです。

不在者投票

「不在者投票指定施設」になつている病院や老人ホームなどに入所中の人は施設で、仕事や旅行で区外に滞在中の人は手続きをすれば滞在先の

市区町村の選挙管理委員会、不在者投票ができます。また、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証を持つ人は、障害の程度や要介護の区分によって、事前に申請すると、自宅などで「郵便等による不在者投票」ができます。手続きなどの詳細は、住所地の選挙管理委員会へ問い合わせてください。

※「点字投票」や「代理投票」などの制度もあります

問 住所地の区選挙管理委員会(電話番号は13面上参照)か市選挙管理委員会(☎322-5816、☎322-6150)

ルールを守って 明るい選挙の実現を

●政治家の寄付は法律で禁止

政治家が選挙区内の人にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。政治家本人が出席する結婚披露宴の祝儀と、葬式や通夜の香典を除いて、すべて罰則の対象です。

また、わたしたち有権者が政治家に寄付を求めることも禁止されています。

●寄付の三ない運動を進めよう

政治家は寄付を「贈らない」、わたしたち有権者は政治家に寄付を「求めない」、政治家からの寄付を「受け取らない」という「寄付の三ない運動」をみんなで進めましょう。

市選挙管理委員会(☎322-5816、☎322-6150)

医療機関での後期高齢者健診(9月~2月実施)を希望の方、7月末までに受診券の申込みを!!

- 対象者 後期高齢者医療制度加入の方で、生活習慣病(高血圧・脂質異常症・糖尿病等)の治療中でない方
- 申込方法 下記の必要事項①~⑥を、はがき、封書、電話又はFAXで
①被保険者番号 ②氏名(カナ氏名、漢字氏名) ③性別 ④生年月日 ⑤住所 ⑥電話番号
※各区あんしんすこやか係窓口設置の申し込み用紙記入のうえ窓口提出も可
- 申込先 〒650-8570 保健福祉局健康部地域保健課(住所記入不要)
TEL.335-2117 FAX.322-6053
- 申込期間 平成22年4月1日~平成22年7月31日(当日消印有効)
- 実施期間 平成22年9月1日~平成23年2月28日
- 実施場所 後期高齢者健診実施機関の表示のある医療機関
- 受診料 無料
- 受診券発送時期 平成22年8月末に発送



問い合わせ先 保健福祉局健康部地域保健課 ☎335-2117

神戸市国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険料のお支払いは、口座振替をご利用ください。

こんなとき必ず届出を! 次のような場合、14日以内に住所地の区役所・支所へ必ず届出をお願いします。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●市外・市内他区から転入したとき(須磨本区・支所間の転入を含む) ●勤務先の健康保険をやめたときや被扶養者でなくなったとき(所得が激減した場合は減免制度がありますのでご相談ください) ●子供が生まれたとき ●生活保護が廃止されたとき | <ul style="list-style-type: none"> ●市外へ転出するとき ●勤務先の健康保険に入ったときや被扶養者になったとき ●被保険者が死亡したとき ●生活保護が開始されたとき |
|---|---|

お問い合わせは、住所地の区役所・支所の国保年金係へ